

令和2年10月29日

会員各位

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会
総務委員長 飯島 正平

復会・再入会の運用変更のお知らせ

2020年度理事会の決議により、2020年12月1日付で「復会・再入会」の運用が変更されることになりましたので、概要を下記にお知らせいたします。

記

1. 復会と再入会の定義

(ア)復会とは、一度退会された方が退会以前の会員履歴を引き継ぐ形で学会へ復帰されることを指します。会員番号は変わらず、過去の会員歴と連続したものとして履歴管理されます。ただし、就任されていた役員や取得していた個人資格は引き継がれませんので、再び学会員となられても失効済み資格を復活させることはできません

(イ)再入会とは、一度退会された方が退会以前の会員履歴（各種役員、個人資格、所得単位など）すべてを引き継がず、新たに入会することを指します。過去の会員番号は無効であり、新しい会員番号が付与されます。

(ウ)復会・再入会の制限：

復会・再入会の手続きはどちらか1度のみ可能といたします。会費未納を含み、2度目の退会手続き後は、原則として復会・再入会は認められません。

2. 実際の手続き

(1) 会費未納による退会扱いの場合

会費が連続して2年度分納入されなかった時には、定款施行細則 第1章 第3条 3項に基づいて、11月30日をもって会員の資格を喪失し退会扱いとなります。この方が、再度本学会会員となることを希望する場合は、未納分の2年間の年会費納入が前提となります。

(ア) 会員歴継続をご希望の場合：復会

退会后5年までは、未納部分の年会費を納めることで退会前からの会員履歴を引

き継いで復会することができます。一方、会費納入履歴が連続しなければなりませんので、会費未納による退会扱いの場合では2年間の未納分の年会費および、継続したい期間の年会費、当期分の年会費を全額支払っていただきます。

復会した場合には一時的に会員でなかった期間も継続して会員であったものとみなされます。なお、この期間は最大5年としますが、会費未納による退会の場合は2年間の未納が前提となりますので、未納期間が7年までの場合には復会手続きが可能です。これを超える場合は、復会はできず、再入会となります。

(イ) 会員歴の継続を希望しない、もしくは継続が不可能な場合；再入会

会員資格を喪失するまでの未納であった2年度分の年会費および、当期分の年会費を全額支払ったときは再入会とし、新しい会員番号のもと新規入会者として扱うものといたします。なお、会員資格を喪失するまでの会員履歴（各種役員、個人資格、取得単位など）は引き継ぐことはできません。また、今後再び退会された場合は、原則として復会・再入会は認められません。

(2) 正式な退会手続きを踏まえて退会された方

正式な退会手続き（定款 第3章 第8条1項）とは、退会年度までの会費を完納し、退会届が提出・受理されたこととなります。復会・再入会を希望する場合は、当年度分の会費の納入をもってお手続きを進めます。

(ア) 会員歴継続をご希望の場合：復会

会費歴を引き継ぐには、会費未納期間は最大5年とし、この間の年会費および当期分の年会費を全額納入することで、会費納入に関して当期までの欠落期間が発生せず連続できることが必要です。この期間が5年超える場合には会員歴は引き継げず、再入会となります。

(イ) 会員歴の継続を希望しない、もしくは継続が不可能な場合；再入会

当期分の年会費を支払ったときは再入会として扱うものといたします。なお会員資格を喪失するまでの会員歴は引き継ぐことはできません。

以 上

【お問合せ先】

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会 事務局
〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目17番地1号
昭美京橋第二ビル5階
TEL：03-6263-2580 / FAX：03-6263-2581